


所管部課	市民部産業振興課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市農業委員会委員の選任手続に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>第8条の農業委員会委員の任命に関する手続の規定中、評価委員会に意見を求める場合の根拠規定として引用する条に条ずれが生じており、第6条から前条(第7条)に修正するものである。</p> <p>(1) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(2) 影響及び効果 特になし</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。